

## 国語分科会で今後取り組むべき課題（報告）（案）

### はじめに

文化審議会国語分科会国語課題小委員会では、今後5～10年ほどを見通しつつ、国語分科会として取り組むべき国語施策における課題について審議してきた。

第21期においては、「国語に関するコミュニケーション上の課題（国語課題小委員会における審議経過の整理）」（令和4年3月8日）を示した。この中では、国語施策の経緯を概観するとともに、日本語を用いたコミュニケーションを難しくする支障が、現在、どのような場合に生じているのかを整理した。その上で、国語分科会で今後取り組むべき課題の候補として、次の各事項を提示した。

- 1 現行の内閣告示に関するもの
  - (1) ローマ字のつづり方に関する整理
  - (2) 外来語の表記に関する検討
  - (3) 常用漢字表の在り方に関する検討
- 2 新たなよりどころ・指針の作成について検討すべきもの
  - (1) 語彙に関する施策の検討
  - (2) 専門用語（外来語を含む）の扱いに関する指針の検討
- 3 提言等を行うことについて検討すべきもの

今期はこれらを更に整理し、国語分科会で今後具体的に検討すべき課題とその際に留意すべき点について、後述のとおり取りまとめた。以下、

- 1 ローマ字のつづり方に関する検討
- 2 外来語の表記に関する検討
- 3 語彙に関する観点による常用漢字表の在り方に関する検討
- 4 用語全般の扱いに関する指針等の検討
- 5 国語に関する社会的問題の把握と整理
- 6 国語に関する社会的問題をめぐる提言等の検討

の順に説明する。

なお、1及び2は表記に関する課題、3及び4は語彙に関する課題、5及び6は社会状況への対応として示すものである。

## 国語分科会で今後取り組むべき課題

### 1 ローマ字のつづり方に関する検討

ローマ字のつづり方に関して、ローマ字がどのような場面でどのように用いられ、どのような混乱が生じているのか、実態を調査し把握する。その上で、それぞれのつづり方の特徴や意義などを整理し分かりやすく示すとともに、今後の社会生活に資するため、統一的な考え方を示すことも視野に検討する。

#### (1) ローマ字のつづり方に関する経緯

ローマ字によって国語を書き表すことについては、明治期に入ってから識者の間で盛んに議論されるとともに、旧文部省においても検討が行われるようになった。ヘボン式、日本式と呼ばれるつづり方のそれぞれを推奨する勢力があったが、昭和5年に設置された臨時ローマ字調査会における検討の結果、昭和12年9月に内閣訓令第3号「国語ノ羅馬字綴方統一ノ件」の公布に至った。ここに示されたつづり方は日本式を基にヘボン式の一部を取り入れたもので、現在も訓令式として知られている。

戦後間もない昭和22年、小学校の一部においてローマ字教育が開始され、翌23年には文部省に置かれたローマ字調査会（その後、ローマ字調査審議会を経て国語審議会に統合）で、ローマ字による表記の在り方が改めて検討されることとなった。審議の結果、28年に国語審議会は「ローマ字のつづり方の単一化について」を建議、これを基に翌29年、「ローマ字のつづり方」が内閣告示・内閣訓令として実施され現在に至っている。

「ローマ字のつづり方」は、第1表に訓令式の表記体系を、第2表にヘボン式（上段5行）と日本式（下段4行）のつづり方を示すものである。「一般に国語を書き表す際には第1表に掲げたつづり方による」とする一方、第2表は「にわかに改めがたい事情にある場合に限り」用いるとしている。

#### (2) ローマ字使用の現状

明治から昭和20年代までのローマ字つづりに関する議論は、日本語の表記において、漢字仮名交じりの代わりにローマ字を用いる場合を想定したものであった。現行の「ローマ字のつづり方」も、本来、母語としての国語を日常的に書き表すためのよりどころである。しかし、ふだんから国語をローマ字で表記する習慣が定着しているとは言い難い。

一方、人名、地名、駅名、店名等を、漢字や仮名と併せて又は単独でローマ字により表示することは、社会生活において広く行われている。ただし、その際に用いられているのは、ヘボン式であることが多い。ただし、「ヘボン式」と呼ばれるつづり方には幾つかの考え方があり、そのうちには内閣告示の第2表にはないつづり方を用いるものもある。分野によっては、内閣告示とは異なる書き方を含むヘボン式を採用し、使用すべきつづりとしてルール化している場合もある。

なお、本来のローマ字のつづり方とは性質が異なるものの、情報機器を使用する際の「ローマ字入力」が広く行われている。令和3年度国語に関する世論調査では、「情報機器で日本語を入力するとき、ローマ字入力を使いますか。」と尋ねた問いに対し、「よく使う」(42.9%)と「時々

使う」(11.8%)を合わせた「使う(計)」と回答した人は54.7%であった。

### (3) 学校教育との関係

ローマ字のつづり方について検討するに当たっては、学校教育におけるローマ字の扱いについて留意する必要がある。戦後すぐに始まったローマ字教育は、昭和33年から必修となり現在に至っている。

現在、小学校の教育課程においては、第3学年の国語科で「日常使われている簡単な単語について、ローマ字で表記されたものを読み、ローマ字で書くこと」を学習することとなっている。小学校学習指導要領解説国語編は「ローマ字の表記に当たっては、「ローマ字のつづり方」(昭和29年内閣告示)を踏まえることとなる。ここで、「一般に国語を書き表す際には第1表に掲げたつづり方によるものと」し、「従来の慣例をにわかに改めがたい事情にある場合に限り、第2表に掲げたつづり方によっても差し支えない」こととされている」と説明している。実際、各教科書会社が発行している教科書でも、第1表のつづり方を主として取り上げている。

また、児童それぞれが情報機器を使用できる環境が整い、ローマ字入力を行う機会も生じている。学習指導要領においても、国語科でのローマ字の指導に当たって、総合的な学習の時間における学習との関連が図られるよう、「コンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得し、児童が情報や情報手段を主体的に選択し活用できるよう配慮することとの関連が図られるようにすること」としている。

さらに、小学校における外国語活動及び外国語科についても意識しておく必要がある。ローマ字のつづり方について、小学校学習指導要領解説外国語活動・外国語編では、「高学年の外国語科においては、国際的な共通語として英語を使用する観点から、できるだけ日本語の原音に近い音を英語を使用する人々に再現してもらうために、第2表に掲げた綴り方のうち、いわゆる「ヘボン式ローマ字」で表記することを指導する」と説明している。外国語科の教科書には、内閣告示の第2表にはない考え方(長音記号を用いない書き方、「b」「m」「p」の前の撥音(ン)に「m」を用いる書き方、等)を含んだローマ字つづりを用いているものも見られる。

以上のとおり、小学校においては国語科でのローマ字学習以外にも、いわゆるアルファベット文字を学び活用する機会が生じている。国語施策の観点から、学校教育の基盤となっている現行の内閣告示を点検し、それぞれのローマ字のつづり方における目的、意義、使い分け等について、改めて整理することが望ましい。

### (4) 検討上の留意点

審議を進めるに当たっては、社会生活におけるローマ字使用の実態について広く調査し、混乱が生じていないかを的確に把握した上で、これからのローマ字使用に関する統一的な考え方を示すことも視野に入れて検討することが望ましい。

調査においては、ヘボン式と呼ばれるつづり方が社会生活上広く用いられていることが改めて明らかになると予想される。ただし、訓令式のつづりについては、一般に表立って用いられることが少ないとしても、頭の中で無意識のうちに活用されている可能性があることを踏まえ、その意義について十分に検討する必要がある。具体的には、規則性が高く、日本語の五十音の体系を学ぶ上で有用であるとされること、情報機器におけるローマ字入力における効率的なタイピングの方法に比較的近いことなどが挙げられる。

## 2 外来語の表記に関する検討

「外来語の表記」(平成3年内閣告示第2号)の実施から30年以上が経過した。その後も外来語は、増加の一途をたどっており、外来語の表記に関する現状にも変化が生じている可能性がある。調査によって現状を把握し実態を整理した上で、手当てが必要な状況にあることが明らかになった場合には、見直しを行うことが考えられる。

### (1) 外来語の表記に関する施策の経緯

外来語の表記に関する考え方が示されたのは、昭和29年に当時の国語審議会が「外来語の表記」を表記部会報告として示したのが最初である。ここでいう「外来語」とは、主として欧米語から国語に取り入れた言葉であった。同報告は、外来語はその範囲の認定の点からも、また、その書き表し方の上からも、種々の問題を含み整理統一することは容易ではないとしながら、表記における19の原則を示した。この報告は内閣告示などの措置には進まなかったが、その後長く、公用文、新聞、雑誌、放送などによって参考とされることとなった。

昭和29年の報告が次第に実状と合わなくなったため、平成3年に国語審議会は約4年間にわたる審議を経て「外来語の表記」を答申し、その内容が内閣告示として実施された。ここでは、在来の国語の音のほかに、(1)言い分け聞き分けの上で余り無理がなく、外来音として国語の中に入っていると考えられるものに対応する仮名、(2)言い分け聞き分けの上では十分安定していないが、外来音としてある程度国語の中に入っていると考えられるものに対応する仮名、を取り上げている。社会一般における使用状況を反映し、昭和29年の報告では「なるべく用いない」としていた表記の一部を「国語化の程度の高い語」を書き表すための仮名として示した第1表に位置付けたほか、「国語化の程度がそれほど高くない語、ある程度外国語に近く書き表す必要のある語」に用いる仮名として示した第2表には、更に多くの新たな表記を加えている。

### (2) 外来語の表記をめぐる現状

平成3年以降も外来語は増加の一途をたどっており、更に増えていくことが予想される。特に、各分野において最新の概念や事物を表すために取り入れられる用語は、多くの場合外国語に基づいている。それらの導入によって、国語の中に現行の「外来語の表記」が取り上げていないような新たな音が入ってきているかどうかを把握し、それを表すための新たな仮名を位置付けるべきかどうかを検証することが望ましい。

また、これまでの「外来語の表記」は原則として欧米語を対象としてきたが、欧米以外に由来する固有名詞、人名、地名などに触れることも多くなっている。かつてはなじみの薄かった外国語の音が日本語に入ってきたときに、どのように日本語の仮名で書き表すかという基準について、現行の「外来語の表記」によるだけで十分であるのか、新たな対応が必要となっているのかという問題についても検討の余地がある。

加えて、外来語の表記の揺れとそれに伴う意味の使い分けなどが、特に外国語として日本語を学ぶ人にとって分かりにくいものとなっているとの指摘もある。

### (3) 検討上の留意点

外来語の表記に関する整理に当たっては、まず、現状を広く調査することが必要である。その

際には、表記だけでなくどのように発音されているのかを併せて捉えることが望ましい。

また、「外来語の表記」は「特別な音の書き表し方については、取決めを行わず、自由とする」こととしている。実態調査の結果、外国語由来の新しい音が国語に入ってきていることが明らかになった場合にも、それが「特別な音」であるのか、新たな仮名として位置付けるべきものであるのかを慎重に判断する必要がある。

加えて、従来の施策は外来語のそれぞれについて一定の書き表し方の目安を定めようとするものではない。各外来語の表記について一定の基準を示したり、語の表記に関するリストを作成したりすることについては、その意義について十分に検討すべきである。

### 3 語彙に関する観点による常用漢字表の在り方に関する検討

将来の常用漢字表改定を視野に、常用漢字と語彙との関係を整理することなどによって、語彙を身に付けることに資するという観点から、漢字表の在り方を検討することが考えられる。

#### (1) これまでの国語施策における語彙の扱い

国語施策は、語彙に関する目安やよりどころについて直接的な検討を行うことはなかった。しかし、これまでの成果のうちには語彙に関連する情報を多分に含んだものがある。なお、ここにいる「語彙」は、日本語によるコミュニケーションを円滑にするために身に付けておくことが望ましい語の集合といった意味で用いている。

例えば現行の常用漢字表の本表においては、字種・音訓ごとに語例が挙がっており、それぞれの常用漢字についてどのような語を挙げるかという観点から語彙的な分析がなされていると言える。付表に示された熟字訓も、語として示されているものである。この点に関連して言えば、常用漢字は単漢字の出現頻度だけを基に選定されるものではない。字種や音訓の選定に当たっては、調査対象の漢字を含む文字列の頻度を計数する「出現文字列頻度数調査」を実施し、それぞれの漢字がどのような語や文脈において用いられているかについて踏まえている。

また、近年の国語分科会による報告、「分かり合うための言語コミュニケーション」「新しい「公用文作成の要領」に向けて」では、国立国語研究所の言い換え提案に言及する形で、語彙の運用についての考え方を示している。加えて、国語分科会が令和3年3月に取りまとめた「「障害」の表記に関する国語分科会の考え方」においても、重要な合意点として、漢字表記については、語の問題としても検討すべきであるという認識が共有されている。

このように、国語施策として語彙の問題を扱うための下地が、少しずつ作られてきた面がある。

#### (2) 語彙に関する観点による常用漢字表の在り方の検討

常用漢字表が改定されてから10年余が経過した。平成22年の改定では、196字が追加され、5字が削除された。常用漢字表の基となった「改定常用漢字表」(文化審議会答申)は「漢字表に掲げるすべての漢字を手書きできる必要はなく、また、それを求めるものでもない」としている。実際、答申は追加字種の選定の観点として、「漢字仮名交じり文の「読み取りの効率性」を高める」を示しており、「読む」ことに重点を置いて採用された漢字が含まれていることを示唆している。これらは、情報機器によって漢字が用いられる時代になったことを前提に検討されたものであった。しかし、常用漢字については、引き続き手で書くことを求められる場合もあり、学習

者の負担となっているという指摘もある。

こうした点について調査し、常用漢字表の語例欄を精査した上で、将来の漢字表の在り方について検討することが考えられる。

常用漢字は高い造語力を持つものが多い一方、語例欄に1語だけが示されるなど、実質的に特定の語に用いるために採用されていると見られるものもある。例えば、語彙習得の観点から、「手で書けるようにすべき漢字／情報機器で適切に選択し活用できるようにすべき漢字」といった分類を行うこと、また、常用漢字表の中に、使用頻度が高く多くの語の構成要素となる基礎的な漢字の集合を更に定めることなどについて検討することが考えられる。こうした工夫は、学校教育での漢字習得や日本語を母語としない人々が日本語を学ぶ際にも役立つ可能性がある。

### (3) 検討上の留意点

検討に当たっては、常用漢字表が果たしている役割を改めて確認するためにも、社会における使用状況を調査するとともに、児童生徒を含む使用者の理解度や定着度を把握することが望ましい。

また、常用漢字で書けるが、一般に仮名表記の方が定着していると考えられる語や、多くの人にとって身近で読める語であっても、使われている漢字が常用漢字表にないもの(音訓も含む。)がある場合、それらをどのように扱うべきかを含めて検討すべきである。

なお、身に付けるべき語彙は、年代、生活様式、分野ごとに異なり、時間の経過とともに変化していくものであることを踏まえ、慎重に検討することが必要である。

## 4 用語全般の扱いに関する指針等の検討

|   |
|---|
| 国語施策の観点から、用語全般の扱いに関する課題について整理した上で、指針等の作成について検討することが考えられる。 |
|---|

### (1) 専門用語をめぐるコミュニケーションの在り方

インターネットを中心とした情報交換が主となった現在において、かつては専門家同士で使われていた用語が、そのまま一般の人々に向けても使用される場合が増えている。専門家と非専門家の境界が実感されにくくなり、一般の人に向けての情報発信という意識がないまま、専門用語がそのまま用いられているおそれがある。また、これら専門用語のうちには外来語が多く含まれる傾向もある。

こうした状況を踏まえ、今後、各分野において、専門用語に関するコミュニケーションのための方策が検討されることが期待される。一般向けに示される情報において、言い換えや説明を付けるなどの配慮をどのように行うかについて、参考とするための基本的な考え方や手順等を、国語施策の観点から示すことが考えられる。

これに関連して、大規模な自然災害の発生や感染症の広がりなど、非常事態の初期段階における用語の問題がある。状況の緊急性のために、他の言葉への言い換えなどの検討が十分に行えないまま、国民に対する重要な情報の伝達に専門用語や外来語をそのまま使わざるを得ないような場合がある。迅速な対応が求められる状況にあつて、一般に向けてどのような言葉を選びどのように周知していくのかも検討の対象となり得る。

検討に当たっては、医療、エネルギー、環境、防災、法律など、国民生活にとって特に必要性の高い分野を取り上げ、それぞれの専門家を交えて議論することが望ましい。例えば、ある分野における既存の専門用語集を用いて、一般向けにも使うことのできる語と、一般向けには使わないことが望ましい語に分類する際の目安となる考え方を整理し、ほかの分野にも応用可能な形で提示するといったことが考えられる。

## (2) ふさわしい用語の在り方

ここにいう用語における「ふさわしさ」とは、その使用の目的や場面、状況と調和すること、また、関係者の気持ちに配慮した表現であることを指す。

既に社会において定着している用語をよりふさわしいものとするために再検討する際の、また、病気や災害、それらに関連するような用語を定めるに当たっての考え方や方針を、様々な分野に応用可能な形で整理することが考えられる。具体的な用語の検討を行う際には、主要な関係者の合意を得つつ、実際に影響を及ぼせるようすることが望ましい。

用語の再検討に関する取組の代表的なものとして、平成16年以降に実施された「認知症」という用語への言い換えが挙げられる。「認知症」への言い換えが成功した要因として、最前線の研究者を中心として、官公庁、医療・福祉関係者などが議論に参加するとともに、検討の結果を速やかに法律や施策に反映させる体制が準備されていたことが指摘できる。

## (3) 検討上の留意点

用語について検討する際には、提案が実際に活用されるように進めることが重要である。国語施策という観点から検討する以上、一定の方面にのみ資する議論にとどめるわけにはいかないが、具体的な分野における専門家と連携し協力を得ながら審議を進めることが望まれる。

また、検討に当たっては、国立国語研究所による「「病院の言葉」を分かりやすくする提案」（平成21年3月）や「「外来語」言い換え提案」（平成18年6月）などの先行する取組を参考にし、より有効な方法を追求すべきである。

## 5 国語に関する社会的問題の把握と整理

国語に関する現代的な社会問題が生じていないかを改めて点検し、国語に関する世論調査等によって人々の意識や社会状況を把握した上で、現状を整理しておくことが考えられる。

### (1) 国語をめぐるコミュニケーション上の課題

令和4年3月に文化審議会国語分科会が「国語課題小委員会における審議経過の整理」として示した「国語に関するコミュニケーション上の課題」の「Ⅱ 国語をめぐるコミュニケーション上の課題について」では、日本語によるコミュニケーション上の支障につながる問題を「国際化」「情報化」「多様化」「専門家・細分化」「教育」「言葉のふさわしさ」という6観点から整理している。これら6項目には、複数に横断的に関わる形で、既に示した1～4の「表記」と「語彙」に関する課題が含まれている。

### (2) 国語に関する現代的な社会問題の例

表記と語彙の問題以外にも、国語をめぐるコミュニケーション上の課題として、国語に関する

現代的な社会問題が複数指摘されている。例えば「言葉のふさわしさに関する考え方の整理」「情報化社会における言語コミュニケーションの在り方」「国際社会における日本語の在り方」「日本語を母語としない人たちへの対応」などである。

これらに限らず、今後の社会状況を観察しながら、国語施策の観点から実態の把握に努めるべき課題を見極め、国語に関する世論調査等を活用して人々の意識や社会状況を把握し、現状を整理しておくことが考えられる。

## 6 国語に関する社会的問題をめぐる提言等の検討

国語に関する現代的な社会問題の把握と整理を踏まえ、その解決に向けて、何らかの提言を行うことができるか検討することが考えられる。

### (1) 国語をめぐる社会的問題の解決に向けた提言の検討

5で示した国語に関する現代的な社会問題の把握と整理を踏まえ、それらの解決に寄与するような提言を行うことについて検討することが考えられる。その際には、「国語の改善及びその普及」という文化審議会国語分科会の設置目的のとおり、言葉による社会のつながりを強め、日本語を用いるコミュニケーションをより円滑なものとするという観点に立脚した議論が必要となる。

### (2) これまでの提言

国語施策は、主に表記に関する目安・よりどころ、公用文の書き表し方や敬語・敬意表現の使い方に関する考え方などを示してきた。それらとともに、かつての国語審議会や文化審議会国語分科会は、以下に例示するように、社会的状況等に関する提言としての意味合いを持つ答申や報告を残してきており、今後の審議においても参考にできる。

「現代の国語をめぐる諸問題について」（平成5年 国語審議会報告）

「国際社会に対応する日本語の在り方」（平成12年 国語審議会答申）

「これからの時代に求められる国語力について」（平成16年 文化審議会答申）

「分かり合うための言語コミュニケーション」（平成30年 文化審議会国語分科会報告）